

西 監 発 第 1 2 号
平成 2 0 年 5 月 2 3 日

請求人 様

西宮市監査委員 田 中 正 剛
同 野 口 あけみ
同 村 西 進
同 阿 部 泰 之

西宮市職員措置請求について（通知）

平成 2 0 年 5 月 7 日付西監収第 1 0 号で收受しました「西宮市職員措置請求書」につきましては、5 月 2 2 日の監査委員会議において、請求の内容について地方自治法上の要件に照らして審査を行った結果、下記の理由により、住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

第 1 請求の内容

平成 2 0 年 5 月 7 日付、西監収第 1 0 号で提出されました西宮市職員措置請求書の請求要旨は、以下のとおりです。

平成 2 0 年 4 月 2 8 日に西宮市市営住宅指定管理者である A 社から、申請人の携帯電話に着信があったが、同社には携帯電話番号を伝えていないことから、西宮市長から同社に情報が提供されたものと推測される。

市営住宅入居者の個人情報が、一民間企業に提供されることはプライバシーの侵害にあたると思われるので、当該行為を事後的に是正するために必要な措置として、A 社に提供した団地入居者 4 9 7 世帯の個人情報（現住所、電話番号、本籍、生年月日、出生地、出産、死亡）の削除を求める。

今後、このような個人情報の漏洩があった場合、どう対処していくのか説明を求める。

第2 地方自治法第242条に係る判断

住民監査請求の対象となる行為は、市職員等が行った特定の財務会計上の行為若しくは怠る事実が違法不当であると認識され、請求人によって、その具体的な理由をもって、本市職員等に係る固有の違法不当性を摘示されることが必要とされています。また、誰がどのような措置を講じることを要求するのかを明記することが求められます。

しかし、請求人の請求要旨及び別紙事実証明から、本件措置請求に係る行為は、市職員等が行った財務会計行為として特定することができず、当該行為の違法不当を判断することができません。また、請求人は、プライバシーの侵害にあたると思われる行為を事後的に是正するために必要な措置として、提供した個人情報を削除することを求めるとしてはいますが、このことは、是正を求める行為の前提となる行為は財務会計行為にあらず、住民監査請求の対象となりません。

以上によって、本件請求は、地方自治法第242条に規定する住民監査請求としては不適法であり、受理することはできません。

以上